

令和6年第3回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和6年3月1日（金曜日） 14時00分～16時26分

場 所： 佐伯市役所 6階 第2委員会室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟
6番 伊藤 文士 7番 竹中 裕子 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫
11番 波戸崎 孝 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯2区 清田 馨 佐伯4区 吉良 勝彦
佐伯5区 上杉 隆盛 佐伯9区 岩田 隆生 佐伯10区 田村 正信
上浦区 坂本 啓二 弥生1区 一瀬 雄二郎 弥生2区 市原 洋一
弥生3区 藤原 映治 宇目1区 岡田 安代 直川1区 曾根田 正弘
米水津区坪矢一義 蒲江2区 塩月 邦彦

事 務 局： 事務局 長 下川 秀文 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義
副主幹 天野 仁 主事 小野 颯月

農 政 課： 副主幹 矢野 正一郎 主事 木本 匠

議事日程

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

②非農地通知書について

③非農地証明願について

④農用地利用集積等計画（案）について（農政課）

⑤農地契約の一本化について（お知らせ）（農政課）

⑥農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(事務局長)

それではただいまから令和6年第3回の佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は6名です。

5番、小野美智子委員。

8番、山田美之委員。

9番、田原俊英委員。

12番、三又勝弘委員。

13番、山田裕也委員。

16番、塩月吉伸委員、以上6名となっております。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は11名です。

よって、農業委員会会議規則第6条により、会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、当該案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

それでは、会長の方、ご挨拶をお願いいたします。

(会長)

はい。

改めまして皆さんこんにちは。

本年第3回の農業委員会に出席をいただきましてありがとうございます。

本日は欠席者が多くてですね、心配されたんですけども、何とか会議が成立したことを大変ありがたく思っております。

大変最近では菜種凶といいますが、天気の方があんまりすっきりしないので、我々土地利用型農業に対してはですね。

非常に作業が遅れ遅れに今なっているような状況で、早く晴れ間が欲しいなというふうに思っている状況です。

今日はですね。

体調を壊されていましたが伊藤文士さんも久しぶりに出席をしていただきました。

体調も戻ってきたようで安心したところであります。

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今、先週、先月かな。

下川課長も、コロナにかかったということですけども、今日こうして欠席者の中でもですね、私を知る限りは3名の方が、我々会長と副会長と一緒に研修に行った仲間の中から3名の方が、コロナにかかったということで今日欠席ということでございます。

会長、副会長の場合はもう先般かかっても、もう大丈夫だろうということで2回目、3回目か、もうないですね。

で、私も一緒だったんですけども、私はそういう兆候がまだありません。

ちょっとこう目が、これはもう、常にこの3月には花粉症でこう涙目になるもんですから。

今のところ大丈夫かなあというふうに思ってるところです。

それから先ほど波戸崎君が開会前に挨拶しましたように、明日、全国大会に出発して、明後日、3日の日に横浜で全国大会があるということでございます。

全国大会ってのはなかなか、私は馴染みがないんですけども、どうか頑張ってください。

皆さんに期待に沿えるようにですね、奮闘していただきたいというふうに思っております。

いろいろもう言いたいこともあるんですけども。

今日のところはですね、議案もちょっと多いです。

11人しか出席しておりませんが、しっかりと議論していただきたいと思っております。

推進委員の皆さんもですね、該当する案件の皆さんご出席いただいております。

どうぞよろしくお願い申し上げます、簡単ですけども、挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

(事務局長)

はい。

ありがとうございました。

それでは次第の3。議事に入りますが、議長の選出をしたいと思っておりますが、農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長の方に議事の進行をお願いしたいと思います。

官協会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい。

それではしばらくの間議事進行にさせていただきますと思います。

それでは本日の議事録署名人を指名いたします。

議事録の署名を17番 野田寿志委員。

2番 小野隆壽委員に申し上げます。

はい。

議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

はい。

本日の農地の案件の件数及び面積につきましては、議案書を皆様に発送した後にですね、三条の取り下げが1件ありました。

議案書の訂正を行いながら、説明をいたしたいと思いますので、筆記用具を持ってお願いをいたしたいと思います。

それではまず議案書の5ページをお開きください。

5ページのですね、番号11番、上から三つ目になろうかと思っておりますけど、11番の案件が2月29日付で、昨日ですけど、取り下げとなりましたので、この案件については横線を引いていただきたいと思います。

議案書の5ページになります。

それから、5ページのですね、下に表の下にですね、小計面積というのがございます。

ここが今が 2986.06 となっておりますが、これを 2979.00。

2979.00 に訂正をお願いします。

それから同じくその下に合計面積がございます。これが今、1万675.06 となっておりますが、これを1万668.00。

10668.00 に訂正をお願いいたします。

ここまでよろしいでしょうか。

はい。

それでは続きまして議案書のですね2ページ、今度は2ページですね。

表紙の裏になるかと思いますが面積の総括表をお開きください。

農地法第三条の件数が今12件になっておるかと思いますがこれを11件に訂正をお願いいたします。

12を11ですね。

はい。

それから次に田んぼの面積になりますけど、9282平米、これはそのまま変わりございません。次に畑の面積ですけど、1393.06 となっておりますが、これを1386.00 に訂正をお願いいたします。

1386.00 をお願いします。

続きまして畑の面積はそういうことで合計面積が1万675.06 となっておりますが、これを1万668.00 に訂正をお願いします。

10668.00 になります。

よろしくをお願いします。

それでは、農地法第4条ですね、件数が4件、田3807平米、畑、305平米、合計4112平米。

農地法第五条件数5件、田318平米、畑1136平米、合計1454平米となっております。

次に、総数の合計件数でお願いしますが、21件となっておりますがこれを20件に訂正をお願いします。

20件です。

次に合計面積ですが、田1万3407平米、これは変わりございません。

次に畑2834.06平米を2827平米に訂正をお願いします。

2827平米に訂正をお願いします。

総合計面積が1万6241.06 となっておりますが、これを1万6234.00 に訂正をお願いいたします。16234.00平米に訂正になります。

以上を提案いたしますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

皆さん訂正の方よろしいでしょうか。

はい。

それではよろしくをお願いします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第8号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

それでは3ページの一から、事務局の説明の後、一瀬委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請納期は農用地区域以外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や米を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、子、子の妻の4人で行うとのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は61.02アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、一瀬推進委員さん、お願いします。

(一瀬推進委員)

今回もみかんレモン合計で6稲作になると思うんですけども、問題なさそうですね。

はい。

コンバインと。

田植機がこう書かれてないんですけども。

大丈夫。はい。

(会長)

ありがとうございました。

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは、三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないようですので取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の2番について、事務局の説明の後、市原推進委員さんからの意見をお願いしま

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子。

2ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己収益で米や果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行う計画とのこと。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は220.84アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

これ、周囲の状況から見て特に問題になる点はないと思われ。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の2番について、これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の3番について、事務局の説明の後、市原推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子3ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び以外の農地です。
譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのこと。
農業経営に必要な農機具を所有しております。
農業は譲受人と夫の2人で行う予定とのこと。
農地取得後は米を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は57.20アールとなります。
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。
続きまして、市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

これも特に問題になることはないようでございます。
以上です。

(会長)

はい。
ありがとうございました。
事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。
それでは三条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい。
吉岡委員。

(吉岡委員)

すいません。
今3番の案件ですね、2番の案件と、関係者が譲受人へ譲り渡しにそれぞれ交互になってるん
ですね。
ですから、単純な贈与というよりも、交換ですね土地の。
これ先月の案件の中にもあったんですけども、10日になるのかどうか分かりませんが、い
ろんな事情があって、交換されたんだと思うんですよ。
で、その辺のところの説明も加えていただけると。
非常にわかりやすいと思うんですけども。

(会長)

事務局。

(事務局)

はい。

一応お金がかからないということで贈与との契約ということにはなっていますが、一応確かにおっしゃる通り交換で、農地がお互い近くにある農地をもらい受けたいというところでお話をして交換になったと聞いております。

(会長)

よろしいですか。

他にどなたかご意見ございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の4番についてです。

事務局の説明の後、清田推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は譲受人と妻2人で行うとのこと。

農地取得は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は3.69アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、清田推進委員さんお願いします。

(清田推進委員)

特に問題はないと思われれます。

家も隣ってか、土地の隣奥に見える、家がそうなんですけど、歩いても本当ちよつとなんで、管理と間違いなくできると思います。

問題ないと思われれます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思いますそれでは三条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の5番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅基準の冊子5ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜、果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は譲受人と妻、子の3人で行うとのこと。

農地取得後は茶を継続して栽培する計画です。

取得後の耕作面積は67.36アールとなります。

今後農業を行うので、農業周辺農地、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われれます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして曾根田推進さんお願いします。

(曾根田推進委員)

特に問題はないと思われれます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の6番についてです。

事務局、説明の後、上杉推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子6ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業は、農具を用いて取り作業で行うとのことです。

農業は、譲受人とここの妻の3人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は0.39アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、上杉推進委員さんお願いします。

(上杉推進委員)

はい。

特に問題ないと思われま

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の7番について、事務局説明の後、塩月推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子。

7ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や果樹を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのこと。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は10.75アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして塩月推進委員さんをお願いします。

(塩月推進委員)

特に問題ないと思います。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして、担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは三条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条8番について、事務局説明の後、吉良推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地の冊子 8 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機が所有しております。

農業は譲受人と妻、両親の 4 人で行うとのこと。

農地取得は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 134.97 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして吉良推進委員さんお願いします。

(吉良推進委員)

はい。

特に問題ないと思われ。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 8 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは 3 条 8 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

ありがとうございました。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして三条の 9 番について、事務局の説明の後、田村推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図冊子 9 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹や野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人と姉の2人で行うとのこと。
農地取得後、果樹を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は54.23アールとなります。
今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。
続きまして、田村推進委員さんお願いします。
はい。
ありがとうございました。
事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございま
それでは三条の9番について、これより意見等を求めたいと思います。
またございましたら挙手をもってお願いいたします。
なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは、三条の9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。
全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして三条の10番について、事務局の説明の後、坪矢推進委員さんからの意見をお願いしま
す。

(事務局)

住宅地図冊子10ページをご覧ください。
今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は、農用地区域内の農地です。
譲受人は自己所有地で果樹を栽培してとのこと。
農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人と母、姉の3人で行うとのこと。
取得後は果樹を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は13.78アールとなります。
今後農業を行う申請農地周辺地域への農業利用の支障は予想されないと思われ
事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。
続きまして坪矢推進さんお願いします。

(坪矢推進委員)

はい。

特に問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 10 番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 10 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 12 番について、事務局の説明の後、岡田推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子 12 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や米を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と妻の 2 人で行うとのこと。

農地取得は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 153.6 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、岡田推進委員さんお願いします。

(岡田推進委員)

今も作ってるので何も問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは三条の12番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の12番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条の11件の審議を終わります。

続きまして6ページの議案第9号農地法第4条の規定によりによる許可申請についてを議案審議いたします。

まず四条の一番についてですが、事務局の説明の後、岩田推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条の一番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の13ページをご覧ください。

申請地は、集団農地10ヘクタール以上の第1種農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請地は以前、水田を利用し、レンコンを栽培していましたが、今回かさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後は、レモン・カボスを作付する計画です。

なお、土砂の搬入経路については、水路上の橋を利用しますが、搬入業者が現地確認を行い、問題ないとのことです。

また利用権設定が存続していますが、借人からの同意を得てると言われているとのことです。

申請地では1.0メートルのかさ上げを行います。隣接地に対しては間隔を空け安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1の(1)イの両括弧2のヒ、第1種農地の許可要件の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして岩田推進委員さんお願いします。

(岩田推進委員)

この4条の許可申請について、問題は特にないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の一番について、これより意見等を求めたいと思いますがございましたら、挙手をもってお願いいたしはいなしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、四条の2番についてですが、本日担当推進委員さんが欠席のため、事務局の説明と推進委員さんの意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条の2番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の14ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請地は嵩上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後は、農地賃借人が、露地果樹、カボスを作付する計画です。

申請地では、0.71メートルから1.11メートルのかさ上げを行いますが、隣接する水路や土地に対しては、間隔を空け、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1の(1)、両括弧2のCの両括弧、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当推進委員さんからは、今後かさ上げするめどについては、公共工事の橋梁、砂利を使用する予定のようですが、畑地で利用するため、上層部には十分なる耕作度搬入するようご指導くださいとの意見をいただいております。

推進委員の意見を受けましてですね、確認したところですね、今後、公共工事が入ってくる、土砂の方なんですけども、そちらを利用してカボスを今度作付する予定なんですけども、土壌改良としてですね、土壌改良としてまた肥料を入れまして、耕作できるような状態に耕作整備することで、確認を取っております。

以上です。

(会長)

はい事務局のからの説明と担当推進委員さんからも問題ないだろうとの意見がございました。

それでは4条2番について、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思いますそれでは四条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして4条の3番についてです。

事務局の説明等、吉良推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

四条の3番についてご説明いたします。

お配りしている地図の15ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の田です。

植林の用途による申請です。

申請地は、現状原野の状態になっており、農地として利用が困難になったため、桜の木を植林する計画です。

申請地では、桜の苗木を八本植林しますが、隣接に対しては間隔を空けて植林するため、日照通風の被害はないと思われます。

また、隣接地所有者からの同意をてるとのことです。

高畑遺跡土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、改良区が管理する設備、水路等に支障を及ぼさないこと、その他改良区の意見を遵守することで差し支えない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2、1、両括弧1への両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種の提案は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして吉良推進委員さんお願いします。

(吉良推進委員)

はい。

改良区の方の規程等遵守することで、確約しておりますので、特に問題はないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして4条の4番についてですが、事務局の説明の後、本日、担当推進委員さんが欠席のため、事務局より説明と推進委員さんの意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条4番についてご説明いたします。

お配りして地図の16ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

申請者の現在の住まいは段差も多く、移動が不自由であることから、バリアフリーの新築住宅を建てることになりました。

申請者の体が不自由なこともあり、体の負担を軽減するためにも、近くの土地に建築したいと考えていたところ、家の前の畑が広さ及び引っ越しの便利さ等において、最適であったため、当該申請地を建築することに決めました。

申請地では平屋建て、建築面積81.47㎡の住宅を建築します。

造成工事は、現在生えている草木を伐採し、必要に応じて土や砂利を敷く工事のみのため、隣接する土地への土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理生活排水は、合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに水路に放流します。

木立土地改良区、農地転用に伴う措置等について協議が整い、差し支えない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2、1両括弧1課の両括弧1、第二種農地の許可要件。

申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

4条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第4条の4件の審議を終わり、続きまして7ページ、議案第10号、農地法第五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず、五条の一番ですが事務局の説明の後、本日担当推進委員が欠席のため、事務局よりの説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の17ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

駐車場及び資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人住宅敷地内の駐車場には、来客用駐車スペースがなく、また、既存の養殖場関係の資材置き場は手狭となっており、作業に支障をきたしている状況です。

そのため、今回申請により、自宅に隣接する申請地を来客用駐車場及び資材置き場、作業車両等の事業用駐車場、また、譲り受け人が営む養殖業で利用するロープ類プラスチック箱等の資材置き場として利用する計画です。

なお申請地のうち一筆、市道からの進入口については、隣接する同申請地の農地の進入口として利用されています。

申請地では、来客用及び資材置き場、作業車両等の事業用駐車場3台、通路車両転回作業スペース含むと養殖場関係資材置き場、漁網ロープ類、プラスチック箱等一式を設けます。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1両括弧1の両括弧イ。

第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の建物と供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の2番についてです。

事務局の説明など吉良推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の2番についてご説明いたします。

地図の18ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の畑です。

資材置き場用地としての用途による申請です。

申請地は、譲受人が昭和52年頃から、自社のストックヤード砂ばらすの保管場所として利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、砂ばらす一式のストックヤードへ小型四輪ショベル1台、常在を設けます。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1。

両括弧1のAの両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして吉良推進委員をお願いします。

(吉良推進委員)

はい。

もう長年こういう状況で使っておりますので、主な問題ないと思います。

ただ、長い間、こういう申請が、チェック上がらなかったということがちょっと問題あるかなと思いますけど。

譲受人の方にはもうこれで、そういう大きな問題ないと思います。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明、そして担当推進委員からも、追認案件であるけれども、問題ないだろうということでもあります。

それでは五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい、なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、五条の3番についてですが、事務局説明の後、藤原推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の3番についてご説明いたします。

地図の19ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

一般住宅としての用途による申請です。

借人は現在、父親である貸人の持ち屋に同居していますが、子供と暮らすため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、木造平屋建て、建築面積89.50平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用し、十分に転圧するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。

また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は新設する排水施設に放流します。

また、雨水は道路側溝に放流します。

弥生土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、当該土地については、平成30

年5月すでに地区除外済みであり、適当とめて認める旨の意見書が添付されています。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、藤原推進委員お願いします。

(藤原推進委員)

はい。

特に問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして五条の4番についてです。

本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と、推進委員さんの意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の4番についてご説明いたします。

地図の20ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲り受け人である、社会福祉法人の介護職員宿舎新築にあたり、新築予定地の宅地内だけでは、入居職員用駐車場が、必要台数確保できないため、新築予定地の宅地に隣接する申請地を駐車場及び駐輪場として利用する計画です。

申請地では、職員寮、入居者様、駐車場。

普通車6台分及び駐輪場6㎡の駐車スペースを設けます。

造成工事は1.2メートルの盛土で行いますが、L型擁壁を設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、隣接の宅地を購入し、侵入路を確保しており、近隣が住宅地であることから、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明させて担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

五条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の5番についてです。

事務局の説明の後、藤原推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の5番についてご説明いたします。

地図の21ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種の畑です。

工場等敷地としての用途による申請です。

譲受人は、産業用ロボット業界向け搬送用ロボット関連部品等製造工場等の建設のため、申請地を工場等の敷地の一部として利用する計画です。

なお、申請地は令和3年1月15日、1月15日より、譲受人が造成工事を行っているため、今回譲受人と譲り渡し人の連名での始末書が添付されています。

申請地は狭小な土地であるとともに、約2.7ヘクタールの工場等の敷地の一部として、アスファルト舗装を施しますが、当該敷地は周囲の土地とは完全に仕切られ、影響等を与えないため、被害防除施設等は必要ないと思われま

す。また、雨水は新設側溝により河川に放流します。

なお、都市計画法による開発行為については、市の事前協議会を経て、大分県の臼杵土木事務所と開発許可の調整を行っているとのこと

です。水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして藤原推進委員さんお願いします。

(藤原推進委員)

はい。

事前に埋め立てられてはいたんですけど、始末書を出されたということで、周りの状況を考慮して、問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも追認案件であるけれども、始末書も添付されており、現状においては問題ないとの意見でございました。

それでは五条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第五条の5件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第8号農地法三条の第3条の11件につきましては許可したいと思います。

議案第9号、農地法第4条の4件と議案第10号、農地法第五条の5件につきましても、許可したいと思います。

続きまして、佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてですが、申請区分の除外について審議いたします。

除外申請一番について事務局説明の後、坂本推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

お手元の資料ですね、佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてということで、農振除外の一番、案件番号一番についてご説明いたします。

お配りしている地図の1ページをご覧ください。

申請者土地所有者は、今後耕作する予定がなく、近隣のお寺の駐車場が手狭であるため、申請地をお寺に寄付し、駐車場用地として有効利用をしたいと考えました。

申請地では、参拝者用5台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は高さ0.2メートルの埋め土処理、排水処理のため、新申請地南側の方を高くする勾配で処理。及び、砂利敷き舗装を行いますが、排水方向の市道側には縁石があり、また、雨水は自然浸透もするため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

申請地は、第三種農地、JR浅海井駅から概ね300メートル以内にある区域に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われま。

事務局の説明は以上です。

(坂本推進委員)

はい。

特に問題ないと思います。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんから特に問題なしとの意見がございました。

それでは除外申請一番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

除外申請一番について、特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで除外申請一番についての意見は特になしとします。

続きまして、除外申請2番につきましてすでに非農地証明願を、令和5年12月5日の農業委員会

総会にて除外申請3番につきましても、令和5年9月1日の農業委員会総会において承認しておりますので、ここで改めて意見を求める必要はないものとします。

続きまして除外申請、4番についてです。

事務局の説明の後、藤原推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

案件番号4番についてご説明いたします。

お配りしている地図の2ページをご覧ください。

申請地は、現在耕作しておらず、獣害等がひどいため、今後も耕作予定はない状況です。

除外の土地利用者は土地所有者であり、自身が営む不動産仲介業に関わる片付け等で発生した廃材等の仮置き場として有効利用をしたいと考えました。

なお申請地は以前、大分県南部保健所に、産業廃棄物の保管に関する手続きを行い、整地して、廃材置き場として利用していたため、農用地区域除外申請書には、始末書が添付されています。

申請地では、不動産仲介業、宅地造成工事に関わる片付け等で発生した、廃材等、倉庫物置と解体による木材等、その他、残土等の仮置き場を設けます。造成工事は現状のまま利用し、隣接する弥生土地改良区管理の用水路に放流される申請地内の西側境界部分の、雨水排水路については、排水桝暗渠パイプを設置予定のため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。申請地は第二種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われま

す。なお、転用には、さらに具体的な事業計画書、及び土地利用計画図、他法令の許認可等の処分見込み、産業廃棄物の保管に関する手続きが、必要となります。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして藤原推進委員さんお願いします。

(藤原推進委員)

はい。

以前、廃材か資材か何か置かれてたらしいんですけど、今片づいていて、始末書が添付されているということで。

周辺の状況を考えて問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員さんからも、問題ないだろうという意見がございました。

それでは、除外申請4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

除外申請一番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで除外申請、2番、4番かな。

4番についての意見は特になしとします。

続きまして除外申請5番について、事務局説明の後、矢野推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

案件番号5番についてご説明いたします。

お配りしている地図の3ページをご覧ください。

申請人は高齢で、現地を農地として利用管理するのが困難な状況です。

申請地は平成3年頃より、ゲートボール場として利用していたため、農用地区域除外申請書には始末書が添付されています。

除外の土地利用者は、申請地付近に居住し、自宅の車庫を取り壊しをして店舗、手づくり雑貨、テイクアウト食品を新築開店する予定です。

そのため車庫にとめていた2台分と、店舗の客の4台分。

来店ピーク時の駐車スペースが必要です。

また、新たにバイクを購入し、軽トラックをとめているカーポートに留めるため、軽トラック1台分の駐車スペースが必要です。

よって、親戚等来客用2台分の駐車場を含む合計9台分の駐車スペースが必要であり、代替地を検討しましたが、良い土地が見つからないため、本申請地を駐車場として有効利用したいと考えました。

申請地では個人様3台、来客用、親戚等2台、店舗来店ピーク時4台、計9台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊はないと思われます。

申請地は第二種農地に当たり、除外などなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして矢野推進委員さんお願いします。

(矢野推進委員)

はい。

申請者からは、始末書も添付されております。

特に状況から考えてですね、問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局の説明そして担当推進委員さんからも、始末書も出ており現状見る限り、問題ないだろうということでございます。

これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

除外申請、5番について、特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、除外申請5番についての意見は特になしとします。

続きまして除外申請6番について本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明の後、推進委員さんの意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

案件番号6番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の4ページをご覧ください。

申請地は、土質や地層が耕作に向いておらず、申請地のうち一筆は利用権設定による借人が昨年より、スギ苗木を植えている状況ですが、半年で半分以上枯れてしまい、植替、そして今も枯れ出ていますので、やはり杉苗の育成には難しい現状です。

除外後の土地利用者である森林組合は、現在申請地に隣接した周辺で、主要面積3万4754㎡を貯木用として利用しています。

来年度より製材工場を拡張して、製材量も増えるため伐採量も増加して、貯木場も手狭になり始めます。

現在でも、木材の貯木、選別作業に苦慮している状況です。

そのため、申請地を既存の貯木場用地の拡張用地として有効利用をしたいと考えました。

なお申請地の一部は、令和4年9月30日より、トラック計量装置の設置及び木材運搬車等の大型車が通行する通路、貯木場として利用しているため、農用地区域除外申請書に始末書が添付されています。

また、先月2月21日に佐伯市農業委員会運営委員会による現地調査において確認しました。

申請地の一部に置かれていた一般資材については、現在は撤去されています。

現地では、原木立木の貯木所及び南側と北側の細長い形状の土地の部分については、資材置き場として利用します。

造成工事は、地表の表面、約50センチぐらいを掘っており、そのあと、敷き砂利を50センチぐらい引き込む予定です。

北側の細長い形状の土地の部分については、切戸を行います、土どめ工事については必要ないため土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水排水はそばを通る、用悪水路を利用します。

なお申請周辺は、西側農地、山畑以外には耕作地はなく、山林原野化していますので、周辺農地及び水路等の利用に支障を生じる恐れはないと思われます。

申請地は、土地改良事業が行われた第1種農地にあたり、第1種農地の転用は原則として強化することができないと定められており、例外的に許可をすることができる場合も定められています。

本申請の貯木場用地としての利用は、既存の施設の拡張、拡張に関わる部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに掛けるにより、例外的な許可に該当するため、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして見込みがあると思われます。

なお、申請地のうち一筆は利用権設定をしているため、転用許可申請には合意解約が必要です。

また、申請地の一部はNTTドコモ携帯基地局が設置されていますが、当該基地局は非農地であり、農地法上の規制はかかりません。

よってNTTと森林組合土地所有者の3者の合意があれば、当該基地局を除く土地のみ転用許可申請が可能です。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、申請地内は一部無断転用されていますが、始末書も添付されており、現地の状況から見ると、除外申請は問題ないと思われる旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局の説明そして担当推進委員さんからも、一部無断転用があるけれども、始末書が添付されており、特に問題ないという意見でございました。

除外申請6番について、これより意見等を求めたいと思いますが、どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

除外申請6番について、特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、除外申請 6 番についての意見は特になしとします。

続きまして除外申請、7 番についてです。

事務局の説明の後、小里推進委員さん。

はい。

本日、担当推進委員が欠席のため、事務局へ説明と推進委員さんの意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

案件番号 7 番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の 5 ページをご覧ください。

申請者土地所有者は、当該土地を農地として利用する予定が立たないため、山林用地として有効利用をしたいと考えました。

申請地では、杉を 2420 本植林する計画です。

申請地の北側は河川と山林と市道を挟んで畑、西側と南側山林、東側は市道と山林を挟んで田であり、また日照等、隣接地に影響の出ない植え方をするため日照通風の被害はないと思われま

す。申請地は第二種農地に当たり、除外なされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われま

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは除外申請 7 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

除外申請 7 番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい全員賛成ということで、除外申請 7 番についての意見は特になしとします。

続きまして、非農地通知について審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。

それでは非農地通知書の発送について説明をいたします。

皆さんお配りしております非農地通知書大字別一覧表と非農地通知送付者リストそれとゼンリンの地図をつけておりますので、これをもって説明したいと思います。

今回非農地通知書の発送については大字霞ヶ浦それと大字戸穴になります。

その中で、この送付者リストの中から、9筆ですね、このゼンリンの地図と位置図と写真の方向を入れておりますのでこれを参考に、確認をしていただきたいと思います。

この非農地判断についてはですね。

3人以上の農業委員と推進委員で利用状況調査をした場合はその結果に基づき、非農地判定できることとされております。佐伯市では現在3人以上での利用状況調査を行っていませんので、今回ですね、非農地通知発送予定地区の一覧表の中から、赤判定の農地を抜粋して写真を撮ってきておりますので、これを見て皆さんで非農地判断の根拠とさせていただきたいと思います。

それでは最初がですね、大字戸穴の86番ですね。

この四角の中の、農地なんですけどこれが円形とこれが近景になります。もう雑木林となっておりますのでこれで判断をお願いしたいと思います。

次にですね、大字戸穴の639番の1ですね、これ線路の国鉄の線路の上が雑木が生い茂ってるところになります。写真を2枚つけておりますので、これで非農地と判断させていただきたいと思います。

次に、大字戸穴の835番地の1。

これはもうすでに竹林化しております。取った方向が2ヶ所からとっております。

これも非農地として判断させていただきます。

次に、1265番地ですね。

この農地についても竹林ですね、竹林になっております。

もう、農地として利用できるような状況でありませぬので、非農地とさせていただけたらと思います。

次に戸穴の1783番の1ですね。

ここはもう雑木が生い茂っており非農地化しておるということで、非農地判断とさせていただきたいと思います。

次に2290番の1。

これについても、雑木が生い茂っておりますので、非農地判断とさせていただきます。

次に2792番。

これはポツンと田んぼと道の間こんな竹林ができておりますがもうこれもう、もう重機等入れて、真剣に農業するような人でないとできないようにありますのでこれも非農地とさせていただきたいと思います。

次に霞ヶ浦ですね、霞ヶ浦の61番についてもこれももう雑木林となっておりますので森林化しておりますので、非農地判断させていただきたいと思います。

最後にですね、大字霞ヶ浦の136番の1ですね。

これトンネルの上ですねここも雑木林となっておりますので非農地判断とさせていただきたいと思います。

以上をもってですね写真を見ていただいたことにより非農地として皆さんに判断していただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

ただいま事務局より非農地通知の説明がございました。

これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手のもとお願いします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思いますはい。

全員賛成ということで、承認したいと思います。

続きまして、非農地証明願についてを審議いたします。

一番についてですが、事務局の説明の後、本日担当推進委員さんが欠席のため、事務局より説明と、推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。それでは非農地証明願についての非農地証明願、一番の説明をします。

申請地の調査は2月20日に担当区の三又推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市鶴見大字有明浦の3筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、昭和49年頃から耕作者がいなく、50年ほど放置されていたため、雑木が繁殖し山林化しております。

今回現所有者が相続していますが、畑として利用することが困難なため、山林に地目変更するための申請になります。

現況はスクリーンに映し出している通りの状況で、3筆とも山林原野化しており周囲の状況から判断すれば、農地に復元するのは困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領、第2の4に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より一番の非農地証明願の説明及び、担当推進委員さんからの特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして2番について、事務局の説明の後一瀬推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

それでは非農地証明願 2 番の説明をします。

今回申請地の調査は 2 月 20 日に担当区の一瀬推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市弥生大字尺間の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、前所有者が高齢化したことで、耕作放棄されており、現所有者が相続した時には、すでに雑木が生い茂り山林化していました。

また、住居も市外在住者で管理ができないための申請になります。

現況はスクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領、第 2 の 4 に該当します。

審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

続きまして一瀬推進委員さん。

(一瀬推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

ただいま事務局より、2 番の避難者名願の説明及び推進委員さんからの、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

はい。

それでは続きまして 3 番について、事務局説明の後、坂本推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

それでは非農地証明願 3 番の説明をします。

申請地の調査は 2 月 19 日に担当区の坂本推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市上浦、大字津井浦の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が昭和 37 年から通路として利用していましたが、昭和 56 年の国土調査により境界確認ができたことで、公衆用道路として利用してきました。

今回所有権移転をするにあたり、地目が畑であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

続きまして、

(坂本推進委員)

はい。

ご覧の通り、もう公衆用の道路に変わって年数が経っておりまして、こういう状況となっておりますので、当然もう元に戻すことは無理だと思いますので、よろしいかと思います。

お願いします。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局で 3 番の非農地証明願の説明及び、担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして 4 番について事務局の説明の後、松本推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

それでは非農地証明願 4 番の説明をします。

申請地の調査は 2 月 22 日に担当区の松本推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市平野町の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、昭和 50 年ごろから、耕作者がいなく、現所有者が相続した時点において、すでに山林原野化しておりました。

現況は、スクリーンに映し出しているの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況だと思います。

よって本申請地は、非農地証明証発行基準要領第 2 の 4 に該当します。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われれます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局より、4 番の非農地証明願の説明及び、担当推進委員さんから特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

非農地証明願の 4 件につきましては、承認したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

再開時間を 15 時 30 分に再開したいと思います。

(休憩)

(会長)

それでは再開したいと思います。

ただいまよりその他の議案、農用地利用集積計画案についてを議題といたします。

農政課、お願いします。

(農政課)

はい。

お疲れ様です。

農政課の木本です。

前回の定例会でお願いしておりました、利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを、農地利用集積計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。座って失礼いたします。

今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は54件となっております。

お手元の農用地利用集積計画案をご確認ください。

表紙裏の表紙の一覧表をご覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間5年が7筆で8435平方メートル。

契約期間10年が35筆で4万918平方メートル。

契約期間15年が3筆で2365平方メートル。

契約期間18年と8ヶ月のものが、8筆で6340平方メートル。

契約期間20年が一筆で1515平方メートル。

これら合計54筆、5万9573平方メートルとなります。

なお各契約の詳細につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、利用権の設定等を受けるものが、公社となっているものにつきましては、農地中間管理事業としておりますので、後程、農用地利用促進計画案にてご説明がございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま、農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

どうぞ。

吉岡委員。

(吉岡委員)

契約期間ですね、5年10年15年とありますけど、18年8ヶ月というのは、これはどういった契約になるのでしょうか。

(会長)

はい。

よろしいか。

(農政課)

契約期間 18 年、8 ヶ月のものですね。

(吉岡委員)

契約の性格別数で分けられるんじゃないですかね。

(農政課)

はい。

ではないですね。

すみません農政課の矢野です。

ですね先ほどのご質問なんですけど、元の契約が 20 年の契約をしてる部分がありまして、今回追加分ということで、20 年に合わせる形で、18 年と 8 ヶ月っていうふうな感じで、周期をそろえるような形で調整してると思います。

(会長)

はい。

よろしいですか。

他にどなたかございますか。

はい。

それではただいまより農用地利用集積計画についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、農地契約の一本化について、農政課お願いします。

(農政課)

はい。

引き続き農政課より、利用権設定に関しまして今回お知らせがございます。

お手元の農地契約の一本化という文書をご覧ください。

今回農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いですね、利用権設定について大きく変更なる部分がありますので、お知らせをいたします。

文書中真ん中の括弧の中ですね、法改正に伴う利用権の扱いについてと、その下の括弧新規掘り起こし等のご協力について、この意見について後、順にご説明差し上げます。

まず、法改正に伴う利用権の扱いについてなんですけれども。

令和 5 年 4 月 1 日の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、利用権設定が、農地中間管理機構を介した貸借の方へ一本化されることとなりました。

また、改正後の利用権設定、農地利用する計画に基づく相対契約の方は、大分県の定める経過措置の適用期間に基づき、令和 6 年 3 月公告分まで新規契約の期限として継続して参りました。

つきましては、今回ご審議いただいた令和 6 年 3 月公告文、12 月 15 日で申請を締め切ったときになるんですけれども、これを最後に農地利用権設定による農地の貸し借りはできなくなり、今後

新たに対策を行う場合は、農地中間管理機構を介した契約が必要となります。

次に新規掘り起こし等のご協力についてという欄ですけれども。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんにおかれましては、これまで、利用権設定の新規掘り起こしや、ご意見いただくなど、ご意見等をいただくなど、ご協力をいただいております。

今後は、地域の方から、こういった利用権設定に関する相談等ありましたら、先ほど述べさせていただきました変更点についてご助言いただくとともに、利用権設定に変わり、今後農地中間管理機構、介した農地対策について、移行していきますので引き続きですね、新規の掘り起こしや、ご意見等の方、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上2点、法改正に伴う利用権の扱いの変化についてと、新規掘り起こし等のご協力について述べさせていただきました。

ご承知のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

以上で農政課からの説明が終わりました。

何か質問ございますか。

はい、なければですね、ありますか。

はい。

どうぞ。

なければですね、以上で説明の方は終わります。

続きまして農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

座って、説明させていただきます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和6年5月1日開始分の38件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、更新で登記地目田、4筆、3349平米。

契約更新で登記地目田、2筆3374平米。

契約期間10年のもの、契約更新で、登記地目田22筆、2万2612平米、登記地目畑、一筆、1718平米。

契約期間18年8ヶ月のもの、更新で登記地目田、2筆2229平米。

登記地目畑、6筆、4111平米。

契約期間20年のもの、新規で登記地目田、一筆、1515平米。

以上合計38筆、面積が3万8908平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画案について説明がございました。

どなたか意見がございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

飛高委員。

事務局の方で何か、波戸崎君の農が何か若干説明したんですけど、

(農政課)

はい価格の変動についてですね、ちょっとすいません過去の設定の段階でのうちについてはちょっと手元に資料がないんですけども、ただこの契約に関しましては、蒲江の方できく団地を構えてるところはい契約になるんですけどもこれも金額の変更等だけでですね、そのまま続いてということになっております。

(会長)

契約段階でそれが発生する昔、この会で契約途中で破棄されるような案件もあって、借り手の方が弱い。

施設を作って、施設でなければ普通の農地なら、もう加算用地はいいですよってというような形になるんやけど、当初からですね施設の場合うん。

だから、

いいですか。

はい。

他にございませんか。

はい。

ないようですので取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用集積等促進計画案について、特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、農用地利用集積等促進計画案についての意見は特になしということにします。

これにてすべての議案が終了いたします。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これもちまして、令和6年第3回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。